第44期　定時株主総会
招集ご通知

デジタル社会を、
幸せな社会へ。
ITサービスのシステナ

株式会社システナ
証券コード　2317

開催日時	2026年６月25日（木） 午前10時（受付開始：午前９時）
開催場所	リージャス汐留ビルディングセンター　３Ｆ大会議室 東京都港区海岸一丁目２番20号
決議事項	第１号議案　定款一部変更の件 第２号議案　取締役13名選任の件

株主の皆様へ

代表取締役会長
逸見 愛親

取締役社長
逸見 真吾

株主の皆様

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

ここに、第44期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。
当社は、経営理念に「日本のあしたにエナジーを！」
行動基準に「私がガンバレば、ハッピーになる人がきっといる」
という言葉を掲げ、社員一同、その目的・目標を大切にしながら、業務に取り組んでまいりました。
混沌とした昨今の社会情勢においても、この軸をぶらすことなく、個々の社員そして会社としての「心・技・体」に磨きをかけ、お客様の事業の成功と日本経済の発展に貢献していく所存でございます。

皆様の変わらぬご支援を、何卒よろしくお願い申しあげます。

経営理念

心に残る仕事を通じて、
お客様に愛され、
社会に親しまれ、
日本のあしたにエナジーを！
システナは日本を代表するIT企業となり、
世界経済の発展に貢献します。

お客様や社会に必要とされる存在となり、日本と世界の経済発展に貢献します。

株 主 各 位

証券コード　2317
2026年６月10日

東京都港区海岸一丁目２番20号
株式会社システナ
代表取締役会長　**逸見 愛親**

第44期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第44期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）については、下記「４. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」に掲載しておりますので、アクセスいただき、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）により議決権を行使することができますので、いずれかの方法で議決権の行使をお願い申しあげます。各議案の内容は、下記「４. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」に掲載の株主総会参考書類のとおりでございますので、同書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って、2026年６月24日（水曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1 日　　時	**2026年６月25日（木曜日）午前10時**（受付開始：午前９時）
2 場　　所	東京都港区海岸一丁目２番20号 **リージャス汐留ビルディングセンター　３Ｆ大会議室** (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	**報告事項**　1. 第44期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第44期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）計算書類の内容報告の件 **決議事項**　第１号議案　定款一部変更の件 第２号議案　取締役13名選任の件

<table>
<tr><td>4 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト</td><td>

項番	ウェブサイト名およびURL	アクセス方法
1	当社ウェブサイト https://www.systena.co.jp/ir/library/general_meeting.html	左記ＵＲＬにアクセスいただき、ご確認ください。
2	上場会社情報サービス（東京証券取引所） https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show	左記ＵＲＬにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「システナ」または「コード」に当社証券コード「2317」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。
3	株主総会ポータル®（三井住友信託銀行） https://www.soukai-portal.net	議決権行使書用紙にあるＱＲコードを読み取るか、ＩＤ・初期パスワードをご入力ください。

※各ウェブサイトは定期メンテナンス等により一時的にアクセスできない状態となることがございます。
閲覧できない場合は他のウェブサイトからご確認いただくか、時間をおいて再度アクセスしてください。</td></tr>
<tr><td>5 議決権行使についてのご案内</td><td>４頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。</td></tr>
<tr><td>6 招集にあたっての決定事項</td><td>(1) 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、当社は、法令および当社定款の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、次の事項につきましては、「4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」に掲載しておりますので、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
1. 業務の適正を確保するための体制
2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
3. 連結株主資本等変動計算書
4. 連結計算書類の連結注記表
5. 株主資本等変動計算書
6. 計算書類の個別注記表
(2) インターネット等による方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものといたします。
(3) インターネット等による方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものといたします。
(4) 議決権行使書による方法で各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。</td></tr>
</table>

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、「４. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」にその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

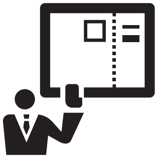

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

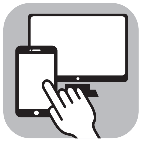

インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年６月24日（水曜日）
午後６時入力完了分まで

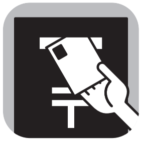

書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年６月24日（水曜日）
午後６時到着分まで

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2026年６月25日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

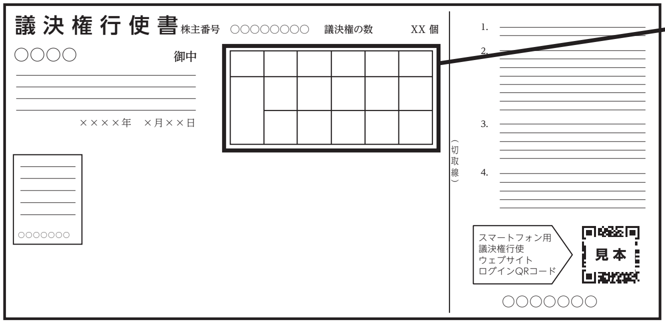

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

第２号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものといたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネット等による
議決権行使方法のご案内

スマートフォン等による議決権行使方法

❶ 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。

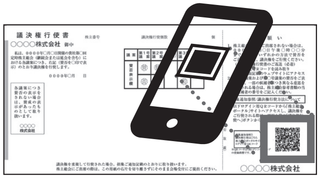

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

❷ 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。

❸ スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL　▶https://www.soukai-portal.net

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。　▶https://www.web54.net

ご注意事項

●一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

●インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間　9時～21時)

**ぜひQ&Aも
ご確認ください。**

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

1．提案の理由

　当社の経営体制の強化充実を図るため、現行定款第17条（員数）に定める取締役の員数の上限を2名増員し、13名から15名に変更するものであります。

2．変更の内容

　変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第１条～第16条　（条文省略）	第１条～第16条　（現行どおり）
（員数） 第17条　当会社の取締役は、<u>13</u>名以内とする。	（員数） 第17条　当会社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。
第18条～第39条　（条文省略）	第18条～第39条　（現行どおり）

第２号議案　取締役13名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため２名増員し、取締役13名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位および担当	候補者属性
1	逸見　愛親（へんみ　よしちか）	代表取締役会長	再任
2	三浦　賢治（みうら　けんじ）	取締役副会長	再任
3	逸見　真吾（へんみ　しんご）	取締役社長	再任
4	小谷　寛（こたに　ひろし）	常務取締役	再任
5	田口　誠（たぐち　まこと）	取締役専務執行役員ビジネスソリューション事業本部長兼全本部営業統括アドバイザー	再任
6	藤井　宏幸（ふじい　ひろゆき）	取締役常務執行役員ITマネジメント事業本部長兼IT&DXサービス事業推進アドバイザー	再任
7	西川　誠一郎（にしかわ　せいいちろう）	取締役上席執行役員デジタルインテグレーション本部長	再任
8	成川　陽一（なりかわ　よういち）	常務執行役員次世代モビリティ事業本部長	新任
9	伊藤　麻里（いとう　まり）	社外取締役	再任　社外　独立
10	逸見　圭朗（へんみ　けいろう）	社外取締役	再任　社外　独立
11	黒﨑　力蔵（くろさき　りきぞう）	社外取締役	再任　社外　独立
12	齊藤　一典（さいとう　かずのり）	社外取締役	再任　社外　独立
13	勝部　涼子（かつべ　りょうこ）		新任　社外　独立

再任　再任取締役候補者　新任　新任取締役候補者　社外　社外取締役候補者　独立　証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号 1

へんみ よしちか
逸見 愛親

再任

生年月日
1956年３月24日
所有する当社の株式数
０株
在任年数
43年
取締役会出席状況
13/13回

略歴、当社における地位および担当

1974年４月	日東紡績株式会社入社
1979年４月	サンシステム株式会社入社
1983年３月	ヘンミエンジニアリング株式会社（現当社）設立　代表取締役社長
2007年12月	カテナ株式会社特別顧問
2008年６月	同社取締役会長
2009年１月	当社代表取締役会長
2010年４月	当社代表取締役社長
2016年４月	当社代表取締役会長
2023年10月	当社取締役会長 株式会社ProVision代表取締役
2024年４月	当社代表取締役会長ソリューションデザイン事業主管
2024年６月	当社代表取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由
逸見愛親氏は、当社の創業者であり、代表取締役として長年にわたり経営の陣頭指揮を執り、企業価値の向上に貢献してまいりました。現在は代表取締役会長として、当社およびグループを統括しており、豊富な経験と実績に基づき、経営方針や経営戦略の策定を指揮し、それを具体化した経営計画の遂行に強いリーダーシップを発揮しております。当社の企業価値向上に必要な人材であることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号 2

み うら けん じ
三浦 賢治

再任

生年月日
1968年２月５日
所有する当社の株式数
2,919,800株
在任年数
25年
取締役会出席状況
13/13回

略歴、当社における地位および担当

1988年４月	株式会社東芝エンジニアリング入社
1991年４月	株式会社プライム入社
1995年５月	当社入社
2001年１月	当社取締役技術部長
2002年11月	当社取締役事業推進本部長兼営業部長
2003年11月	当社取締役副社長
2004年12月	当社代表取締役副社長
2007年６月	カテナ株式会社取締役
2009年１月	当社代表取締役社長
2010年４月	当社代表取締役副社長マネージメント統括兼エアー・クラウド推進本部主管 兼大阪支社主管
2010年７月	当社代表取締役副社長マネージメント統括兼大阪支社主管兼ITサービス事業本部主管 兼ソリューション営業本部主管
2013年４月	当社代表取締役副社長マネージメント統括兼ITマネジメント事業本部主管 兼ソリューション営業本部主管兼金融・基盤システム本部主管
2014年10月	当社代表取締役副社長マネージメント統括兼フレームワークデザイン本部主管 兼ITマネジメント事業本部主管兼ソリューション営業本部主管
2015年６月	当社代表取締役副社長マネージメント統括
2016年４月	当社代表取締役社長
2024年１月	当社代表取締役社長ソリューションデザイン事業主管
2024年４月	当社代表取締役社長
2024年６月	当社取締役社長代表執行役員
2026年４月	当社取締役副会長（現任）

取締役候補者とした理由
三浦賢治氏は、入社以来長年にわたりシステム開発事業に従事した後、副社長として現在の当社事業の大きな柱となる主力４事業の陣頭指揮を執ってまいりました。2016年から2026年３月まで取締役社長として業務執行を統括し、事業計画の推進や企業価値向上に資する様々な経営課題に着実に取り組み実績を残しております。当社の企業価値向上に必要な人材であることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号　3

へん　み　しん　ご
逸見　真吾

再任

生年月日
1980年5月26日

所有する当社の株式数
16,300株

在任年数
５年

取締役会出席状況
13/13回

略歴、当社における地位および担当

2003年４月	株式会社ピー・アール・オー入社
2012年４月	当社入社
2013年４月	当社クラウド事業部長
2015年６月	当社執行役員新企隊本部プロダクトイノベーション事業部長
2017年４月	当社上席執行役員新企隊本部長兼ソリューションデザイン本部営業統括部長
2017年10月	当社上席執行役員新企隊本部長兼ソリューションデザイン本部長
2018年６月	当社取締役兼上席執行役員新企隊本部長兼ソリューションデザイン本部長
2020年６月	当社上席執行役員新企隊本部長兼ソリューションデザイン本部長
2021年６月	当社取締役上席執行役員DXデザイン本部長兼ソリューションデザイン本部長
2021年７月	当社取締役DXデザイン本部長兼ソリューションデザイン本部長
2022年４月	当社取締役DXデザイン本部長兼ソリューションデザイン本部長兼管理本部担当
2022年10月	当社取締役DXデザイン本部長兼ソリューションデザイン本部長兼ブランドエクスペリエンス部長
2024年１月	当社取締役DXデザイン本部長兼管理本部長
2024年５月	当社取締役DXデザイン本部長兼管理本部長兼ソリューションデザイン本部次世代モビリティ事業部長
2024年６月	当社専務取締役
2026年４月	当社取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由
逸見真吾氏は、2024年から専務取締役として次世代モビリティ事業、プロジェクトマネジメントデザイン事業、DXデザイン事業を統括し、国内既存事業の収益拡大や新たな需要の創造に向けた新製品開発・販売推進などに実績があり、業容の拡大に大きく貢献しております。加えて、管理本部も統括しており、当社のガバナンスおよびブランディング戦略を担っております。また、2026年4月から社長として全事業を統括しております。当社の企業価値向上に必要な人材であることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号　4

こ　たに　ひろし
小谷　寛

再任

生年月日
1968年12月27日

所有する当社の株式数
67,800株

在任年数
５年

取締役会出席状況
13/13回

略歴、当社における地位および担当

1992年７月	松下利雄税理士事務所入所
1996年６月	甲陽自動車販売株式会社入社
1997年３月	エイブル不動産株式会社（現　株式会社エイブル）入社
2001年９月	当社入社
2005年９月	当社財務経理部長
2015年４月	当社執行役員財務経理部長
2015年６月	当社上席執行役員財務経理本部長
2021年６月	当社取締役兼上席執行役員財務経理本部長
2021年７月	当社取締役財務経理本部長
2024年６月	当社常務取締役（現任）

取締役候補者とした理由
小谷寛氏は、入社以来財務経理業務に携わり、常務取締役として財務経理本部を統括しております。財務経理に関する豊富な経験と実績を有しており、当社の企業価値向上に必要な人材であることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号　5

田口　誠（たぐち　まこと）

再任

生年月日
1972年１月14日

所有する当社の株式数
37,000株

在任年数
10年

取締役会出席状況
13/13回

略歴、当社における地位および担当

1992年４月	カテナ株式会社入社
2002年４月	同社営業本部営業第一部新宿営業所長
2004年４月	同社システム商品事業本部営業第一部長
2008年４月	同社システム商品事業本部副本部長兼東日本営業第一部長
2009年４月	同社ソリューション営業本部副本部長兼営業第一部長
2010年４月	当社ソリューション営業本部営業統括部長兼営業第一部長
2010年８月	当社ソリューション営業本部長
2013年４月	当社執行役員ソリューション営業本部長
2015年６月	当社上席執行役員ソリューション営業本部長
2016年６月	当社取締役兼上席執行役員ソリューション営業本部長
2021年４月	当社取締役兼上席執行役員ビジネスソリューション事業本部長
2021年７月	当社取締役ビジネスソリューション事業本部長
2024年６月	当社取締役専務執行役員ビジネスソリューション事業本部長兼全本部営業統括アドバイザー（現任）

取締役候補者とした理由
田口誠氏は、入社以来IT機器販売等の営業に携わり、2010年からは本部長としてソリューション営業部門を統括し、豊富な経験と実績を有しております。2016年６月から取締役を務めており、業容の拡大に大きく貢献しております。当社の企業価値向上に必要な人材であることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号　6

藤井　宏幸（ふじい　ひろゆき）

再任

生年月日
1969年４月25日

所有する当社の株式数
21,800株

在任年数
８年

取締役会出席状況
13/13回

略歴、当社における地位および担当

1991年４月	カテナ株式会社入社
2001年７月	同社システム機器営業部立川営業所長
2003年１月	同社ヒューマンウェア事業部長
2006年10月	同社OAPC事業部長
2008年４月	同社ITマネジメント事業部長
2010年４月	当社ITマネジメント事業部長
2015年４月	当社執行役員ITマネジメント事業本部統括部長
2015年６月	当社上席執行役員ITマネジメント事業本部長
2018年２月	株式会社ProVision代表取締役専務
2018年６月	当社取締役兼上席執行役員ITマネジメント事業本部長
2021年７月	当社取締役ITマネジメント事業本部長
2024年６月	当社取締役常務執行役員ITマネジメント事業本部長兼IT&DXサービス事業推進アドバイザー（現任）

取締役候補者とした理由
藤井宏幸氏は、入社以来ITサービス事業を中心に携わり、2015年からは本部長としてITサービス部門を統括し、豊富な経験と実績を有しております。2018年６月から取締役を務めており、業容の拡大に大きく貢献しております。当社の企業価値向上に必要な人材であることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号　7

西川 誠一郎（にしかわ せいいちろう）

再任

生年月日
1973年９月３日

所有する当社の株式数
3,636株

在任年数
１年

取締役会出席状況
10/10回

略歴、当社における地位および担当

1996年４月	高瀬物産株式会社入社
2000年７月	カテナ株式会社入社
2012年４月	当社ソリューションデザイン本部サービスソリューション事業部サービスソリューション部担当部長
2013年４月	当社金融・基盤システム本部保険２グループ担当部長
2016年４月	当社フレームワークデザイン本部第三開発部長
2017年４月	当社フレームワークデザイン本部システムインテグレーション事業部技術統括部長
2018年４月	当社フレームワークデザイン本部システムインテグレーション事業部長
2021年４月	当社執行役員フレームワークデザイン本部長
2024年６月	当社上席執行役員フレームワークデザイン本部長
2025年４月	当社上席執行役員デジタルインテグレーション本部長
2025年６月	当社取締役上席執行役員デジタルインテグレーション本部長（現任）

取締役候補者とした理由
西川誠一郎氏は、入社以来高い信頼性を求められる金融機関向けシステム開発業務に携わり、2021年からは執行役員本部長としてフレームワークデザイン本部（現　デジタルインテグレーション本部）を統括し、業務アプリケーション開発を中心に基幹系システムの開発からクラウド・DXソリューションの導入支援、各種先進技術に対するテクニカルコンサルティングへと業務範囲を広げ、業容の拡大に大きく貢献しております。当社の企業価値向上に必要な人材であることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号　8

成川 陽一（なりかわ よういち）

新任

生年月日
1973年３月28日

所有する当社の株式数
400株

在任年数
－年

取締役会出席状況
－/－回

略歴、当社における地位および担当

1994年４月	関口電気株式会社入社
2000年７月	株式会社システムプロ（現　株式会社システナ）入社
2015年６月	当社執行役員新企隊本部長
2017年６月	当社執行役員株式会社インターネットオブシングス代表取締役社長
2023年６月	当社上席執行役員DXデザイン本部副本部長兼ソリューションデザイン本部副本部長
2024年６月	当社常務執行役員ソリューションデザイン本部次世代モビリティ事業責任者兼ビジネス戦略アドバイザー
2025年５月	当社常務執行役員次世代モビリティ事業本部長（現任）

取締役候補者とした理由
成川陽一氏は、入社以来、通信系ファームウェア開発で培った高度な技術的知見を礎に、IoTやデジタルトランスフォーメーションといった最先端領域における当社の事業基盤を確立してまいりました。2024年からは次世代モビリティ事業責任者として、将来の収益の柱となる新領域を強力に牽引し、業容の拡大に大きく貢献しております。当社の企業価値向上に必要な人材であることから、新任の取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者番号 9

いとう まり
伊藤 麻里

再任 社外 独立

生年月日
1976年11月23日
所有する当社の株式数
０株
在任年数
５年
取締役会出席状況
13/13回

略歴、当社における地位および担当

2001年10月	弁護士登録　アンダーソン・毛利法律事務所（現　アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業）入所
2008年１月	米国Finnegan, Henderson, Farabow, Garrett & Dunner法律事務所勤務
2008年３月	米国弁護士登録（ニューヨーク州）
2011年１月	アンダーソン・毛利・友常法律事務所（現　アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業）パートナー（現任）
2021年６月	当社社外取締役（現任）
2025年６月	株式会社朝日新聞社社外監査役（現任）

(重要な兼職の状況)
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業パートナー　弁護士
株式会社朝日新聞社　社外監査役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割等
伊藤麻里氏は、弁護士として国内外の企業法務の実務に精通しており、主に法的観点から有益な助言をいただいております。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、長年にわたり培われた豊富な経験と幅広い識見を活かして、今後も当社経営に独立した立場から適切な助言をいただくことや業務執行の監督を適切に行っていただくことで、経営の透明性と健全性向上に資すると期待されることから、引き続き社外取締役候補者としております。

候補者番号 10

へんみ けいろう
逸見 圭朗

再任 社外 独立

生年月日
1963年３月４日
所有する当社の株式数
０株
在任年数
２年
取締役会出席状況
13/13回

略歴、当社における地位および担当

1985年４月	株式会社富士銀行（現　株式会社みずほ銀行）入行
1988年11月	同行ニューヨーク支店　業務開発部
1990年10月	The Fuji Bank and Trust Company　証券化業務　調査役
1993年10月	株式会社富士銀行虎ノ門支店　新規担当部　課長代理
1996年５月	同行審査部ニュービジネス審査室　調査役
2002年４月	株式会社みずほ銀行ビジネスソリューション部ニュービジネスチーム　次長
2010年４月	同行証券部 みずほキャピタル株式会社出向　参事役
2011年３月	株式会社ぴえろ入社
2013年７月	同社常務取締役
2019年７月	同社専務取締役
2023年10月	株式会社アバンティ社外監査役（現任）
2024年５月	株式会社絵本ナビ社外監査役（現任）
2024年６月	当社社外取締役（現任）
2024年７月	株式会社ぴえろ代表取締役専務（現任）

(重要な兼職の状況)
株式会社ぴえろ　代表取締役専務
株式会社アバンティ　社外監査役
株式会社絵本ナビ　社外監査役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割等
逸見圭朗氏は、金融機関において長年にわたりストラクチャードファイナンス業務に従事し、ニュービジネス企業への投資等の高い専門性と豊富な経験・人脈を有しており、同氏の助言が当社のM&A推進に資すると期待されることから、引き続き社外取締役候補者としております。

候補者番号 11

くろ さき りき ぞう
黒﨑 力蔵

再任 社外 独立

生年月日
1966年2月2日

所有する当社の株式数
0株

在任年数
2年

取締役会出席状況
13/13回

略歴、当社における地位および担当

1988年4月	株式会社富士銀行（現　株式会社みずほ銀行）入行
1990年10月	同行銀座支店
1994年4月	同行人事部付　財団法人日本生産性本部（現　公益財団法人日本生産性本部）出向
1995年4月	同行審査第一部　副審査役
1998年4月	同行グローバル企画部詰　富士銀キャピタル株式会社（現　みずほキャピタル株式会社）出向
2004年4月	同行証券部付 みずほキャピタル株式会社投資第1部長
2014年10月	同行証券・信託連携推進部付　みずほキャピタル株式会社営業第3グループ長
2019年8月	同行証券・信託連携推進部付　みずほキャピタル株式会社常務執行役員営業第3グループ長
2021年1月	みずほキャピタル株式会社常務取締役
2024年6月	当社社外取締役（現任）
2024年8月	Valueup Partners株式会社代表取締役（現任）

(重要な兼職の状況)
Valueup Partners株式会社　代表取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割等
黒﨑力蔵氏は、金融機関において長年にわたりベンチャーキャピタル業務に従事し、投資家視点からの経営および事業に対する豊富な見識ならびに財務・資本政策に関する高い知見を有しており、同氏の助言が当社のM&A戦略、オープンイノベーションおよびガバナンス強化に資すると期待されることから、引き続き社外取締役候補者としております。

候補者番号 12

さい とう かず のり
齊藤 一典

再任 社外 独立

生年月日
1967年2月12日

所有する当社の株式数
0株

在任年数
1年

取締役会出席状況
10/10回

略歴、当社における地位および担当

1991年4月	野村證券株式会社入社
1991年6月	同社高槻支店営業課配属
1995年6月	同社博多駅前支店営業課
1997年6月	同社五反田支店資産管理課課長代理
2001年6月	同社川崎支店資産管理課課長
2005年6月	同社青森支店フィナンシャルコンサルティング課課長
2009年6月	同社青森支店次長
2010年6月	同社岸和田支店支店長
2013年3月	同社名古屋支店ウェルスマネジメント部次長
2017年3月	同社横浜支店ウェルスマネジメント課次長
2019年11月	SOL.Tvbpartners株式会社代表取締役（現任）
2020年7月	株式会社ピーアイジェー入社
2025年6月	当社社外取締役（現任）

(重要な兼職の状況)
SOL.Tvbpartners株式会社　代表取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割等
齊藤一典氏は、長年、証券会社において証券業務に従事し、個人投資家、海外投資家および機関投資家等に対してIRや企業ガバナンス、M&A・運用ビジネスの高い専門性や経営および事業に対する見識を有しており、同氏の助言が当社のIRおよびガバナンスの強化に資すると期待されることから、引き続き社外取締役候補者としております。

候補者番号 13

かつべ りょうこ
勝部 涼子
(旧姓：名越)

新任 社外 独立

生年月日
1985年3月28日
所有する当社の株式数
0株
在任年数
－年
取締役会出席状況
－/－回

略歴、当社における地位および担当

2007年 4 月　福井テレビジョン放送株式会社にアナウンサーとして入社
2009年10月　テレビ愛知株式会社にアナウンサーとして入社
2013年10月　フリーアナウンサーとして独立
2019年 4 月　株式会社テクレッドジャパン（現　株式会社agreee culture）代表取締役（現任）
2021年 4 月　山野美容芸術短期大学非常勤講師

(重要な兼職の状況)
株式会社agreee culture　代表取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割等
勝部涼子氏は、報道・メディアおよびエンターテインメント業界における長年の経験を通じ、広範な知見と多角的な視点を有しております。特に地方局での活動や農業現場の取材から得た、日本が直面する社会課題（地方創生や一次産業のDX化等）に対する深い洞察は、社会基盤を支えるビジネスシステムを展開する当社において、新たな事業領域の開拓を牽引するものと評価しております。同氏の現場に根ざした知見と客観的な視点を経営に反映させることで、当社の持続的な成長と企業価値の向上に寄与するものと判断し、新任の社外取締役候補者としております。

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 伊藤麻里氏、逸見圭朗氏、黒﨑力蔵氏、齊藤一典氏および勝部涼子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。これにより社外取締役候補者である伊藤麻里氏、逸見圭朗氏、黒﨑力蔵氏、齊藤一典氏との間で次の内容の責任限定契約を締結しており、伊藤麻里氏、逸見圭朗氏、黒﨑力蔵氏、齊藤一典氏が原案どおり再任された場合には、当該契約を継続する予定であり、勝部涼子氏が原案どおり選任された場合には、同様の契約を締結する予定であります。
・社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者の範囲は当社ならびに子会社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各取締役候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、伊藤麻里氏、逸見圭朗氏、黒﨑力蔵氏、齊藤一典氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり再任された場合、引き続き独立役員とする予定であり、勝部涼子氏が原案どおり選任された場合、独立役員として届け出る予定であります。

以上

スキルマトリックス

No	取締役氏名	役職および管掌分野	企業経営	技術・研究開発	営業・マーケティング	IT・デジタル	ESG・サステナビリティ	人事・労務・人材開発	法務・リスクマネジメント	財務・会計・税務
1	逸見　愛親	代表取締役会長 経営全般	●	●	●	●	●	●	●	
2	三浦　賢治	取締役副会長	●	●	●	●	●	●	●	
3	逸見　真吾	取締役社長 経営全般	●	●	●	●	●	●	●	
4	小谷　寛	常務取締役 経営全般	●						●	●
5	田口　誠	取締役専務執行役員 ビジネスソリューション事業本部長兼全本部営業統括アドバイザー	●		●	●		●		
6	藤井　宏幸	取締役常務執行役員 ITマネジメント事業本部長兼IT&DXサービス事業推進アドバイザー	●		●	●	●	●		
7	西川誠一郎	取締役上席執行役員 デジタルインテグレーション本部長	●	●		●				
8	成川　陽一	取締役常務執行役員 次世代モビリティ事業本部長	●	●		●				
9	伊藤　麻里	社外取締役							●	
10	逸見　圭朗	社外取締役	●		●	●				●
11	黒﨑　力蔵	社外取締役	●		●	●				●
12	齊藤　一典	社外取締役	●		●					●
13	勝部　涼子	社外取締役　※					●			
14	有田　敏二	常勤社外監査役							●	●
15	中村　嘉宏	社外監査役							●	
16	阿田川　博	社外監査役								●
17	德尾野信成	社外監査役								●

注）上記スキルマトリックスは、取締役・監査役の有する全ての知見や経験を表すものではありません。
※　勝部涼子氏が原案どおり選任された場合、社外取締役に就任予定であります。

事業報告（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

1 企業集団の現況

(1) 経営成績に関する分析

①当期の経営成績

当連結会計年度（2025年４月１日から2026年３月31日まで。以下、「当期」という。）におけるわが国経済は、堅調なインバウンド需要の継続や、高水準の賃上げ回答に伴う所得環境の改善に支えられ、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、地政学リスクの長期化に伴うエネルギー価格の高止まりや、為替市場のボラティリティ（変動幅）の大きさが、依然として企業のコスト負担や家計の購買力に影を落とし続けました。また、米国の新政権発足に伴う具体的な通商政策の動向や世界的なサプライチェーンの再構築など、先行きは引き続き不透明な状況が続いています。

このような状況のもと、当社グループは収益構造の深化と生産性の向上に努めました。収益基盤のさらなる安定化に向けては、景気変動の影響を受けにくいストック型ビジネスの積み上げを継続し、収益構成の多角化を推進しました。

また、データ経営の実践により、プロジェクトごとの稼働率や収益性をリアルタイムに可視化・分析し、迅速な意思決定と最適なリソース配分を推進することで、グループ全体の高収益率を維持できる体制を通期にわたって運用・定着させてまいりました。高付加価値領域への注力として、ソフトウェア開発ビジネスを中心に受注を拡大させ、生成AIの実装支援や企業のDX推進、高度なマネジメントが求められるPMO案件など、利益率の高い領域にリソースを集中させています。

人材戦略については、これまで拡充してきた若手層が、技術者教育の内製化プログラムを通じて着実に戦力化したことで、組織の実行力が大幅に向上しました。この基盤構築の成功を糧に、組織は現在、さらなる成長段階へと移行しています。育成された若手層が中堅層へと厚みを増す中、次なる課題である高度な専門性を備えた上位層の即時補強についても、「若手育成」を継続しつつ「経験者採用」を強化することで、育成人材と即戦力人材の最適な組み合わせを実現してまいりました。特に、PM（プロジェクトマネジメント）を軸としたビジネスモデル転換では、豊富な知見を有するシニア層の相乗効果を最大化させ、「次世代モビリティ事業」に続き「プロジェクトマネジメントデザイン事業」が当社グループの成長を力強く牽引する強固な体制を確立いたしました。

また、将来的な成長可能性を追求する準備段階として、2026年１月に「AIデータセンター推進室」を新設いたしました。当期においては、事業化に向けた市場環境の調査や技術的要件の検証など、具体的な検討を引き続き進めております。

以上の結果、当期の連結業績は、売上高94,400百万円（前期比12.9%増）、営業利益15,367百万円（同27.3%増）、経常利益16,145百万円（同36.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益11,312百万円（同33.4%増）となりました。

各セグメントの事業内容な主力分野の変化に伴い、当期において「報告セグメント」の組替と一部名称の変更を行いました。セグメント別の業績は、次の通りであります。なお、各セグメントの売上高にはセグメント間の内部売上高または振替高を含めております。

	第43期 （2025年3月期）	第44期 （2026年3月期）	前連結会計年度比	
	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	増減率
売上高	83,621	94,400	10,779	12.9%増
営業利益	12,067	15,367	3,300	27.3%増
経常利益	11,855	16,145	4,290	36.2%増
親会社株主に帰属する当期純利益	8,480	11,312	2,832	33.4%増

a.次世代モビリティ事業

自動車業界におけるSDV化の加速を背景に、ソフトウェア開発需要が拡大しました。当期を通じて国内主要完成車メーカーとの直接取引が順調に推移したほか、米国子会社を通じた北米市場での案件創出も着実に進展しました。UXデザインやアジャイル開発の強みを活かし、最上流の企画・要件定義段階から一貫して支援できる体制を構築したことで、高い稼働水準を維持し、通期での受注と稼働の安定化を実現しました。

これらの結果、売上高は7,569百万円（前期比36.6%増）、営業利益は3,219百万円（同63.9%増）となりました。

b.プロジェクトマネジメントデザイン事業

次世代通信およびAI領域において、実行体制の強化に向けたリソース再配置を実施しました。通信分野ではシステムインフラ基盤の刷新に伴う移行支援を継続し、AI分野では生成AIを活用したプラットフォーム再構築やPoC（概念実証）といった上流工程への関与を拡大しました。戦略策定から現場での実務完遂までを一気通貫で支援する「実行型」の推進体制が評価され、当期を通じて収益性は高水準で推移しました。

これらの結果、売上高は15,296百万円（前期比2.4%減）、営業利益は3,342百万円（同29.4%増）となりました。

c.デジタルインテグレーション事業

金融・公共・法人の各分野において、既存顧客との強固な信頼関係を背景にDXニーズを確実に捕捉しました。金融分野では、保険領域を中心に基幹システムのモダナイズ案件が通期にわたって拡大し、セグメント全体の売上成長を力強く牽引しました。公共および法人分野についても、既存顧客からの追加案件を中心に堅調に推移しました。当期は生成AI等を活用した高度な開発案件や、高単価なDX支援領域へのリソースシフトを重点的に推進しており、この収益構造の転換により、セグメント全体の利益率は向上し、事業ポートフォリオの安定感は一層高まっております。また、AI駆動開発による生産性向上にも着手し、来期に向けた技術競争力の強化を推進しました。

これらの結果、売上高は10,406百万円（前期比18.1%増）、営業利益は2,476百万円（同26.7%増）となりました。

d.IT＆DXサービス事業

企業のデジタルビジネス化に向けた投資意欲の高まりを受け、業務プロセスの最適化や「伴走型PMOサービス」への引き合いが年間を通じて継続しました。DX検証サービスにおいてはエンタープライズ領域へのシフトを完遂させました。また、BPO業務においては、特例子会社を含む３社が有機的に連携し、適材適所でのリソース配分を徹底したことにより受注が拡大し、グループ全体の基盤強化に大きく寄与しました。

これらの結果、売上高は22,356百万円（前期比7.7%増）、営業利益は3,146百万円（同10.5%増）となりました。

e.ビジネスソリューション事業

2025年10月のWindows 10サポート終了に伴うPCリプレース案件が、第３四半期連結会計期間にかけて集中的に発生し、売上高を大きく押し上げました。

当該特需は第３四半期をもって概ね一巡しましたが、並行して注力してきたクラウドへのリフト＆シフト案件をはじめ、クラウドの利活用案件の増大、更にはマネージドサービスの拡大、またゼロトラスト等のセキュリティ関連SI受注が年度末にかけても堅調に推移しました。これらにより、特需後の反動を吸収し、通期での増収増益に大きく寄与しました。

これらの結果、売上高は35,584百万円（前期比19.4%増）、営業利益は2,957百万円（同30.0%増）となりました。

f.DX＆ストック型ビジネス事業

ノーコードDXプラットフォーム『Canbus.』において、大手企業からの導入が好調に推移したほか、医療業界向けパッケージの受注も年間を通じて着実に積み上がりました。利益面につきましては、将来の契約数拡大を見据えた開発機能の強化や、顧客基盤の拡充に伴うサポート体制の維持・強化を優先的に進めた結果、先行投資が嵩み前期比で減益となりました。

これらの結果、売上高は2,892百万円（前期比3.9%増）、営業利益は251百万円（同45.3%減）となりました。

g.その他事業

米国子会社における車載関連の開発受注が年間を通じて着実に増加したほか、株式会社GaYaでは『競馬伝説』シリーズの運営活性化に向けた施策が奏功しました。グループ全体のシナジー強化と受託開発のPMO支援が安定して推移したことで、セグメント全体の損益は前期比で大幅な改善が見られました。

これらの結果、売上高は1,001百万円（前期比25.5%増）、営業損失は26百万円（前期は営業損失19百万円）となりました。

事業セグメント別売上高

（単位：百万円）

部　門　別	金　　額
次世代モビリティ事業	7,569
プロジェクトマネジメントデザイン事業	15,296
デジタルインテグレーション事業	10,406
IT＆DXサービス事業	22,356
ビジネスソリューション事業	35,584
DX＆ストック型ビジネス事業	2,892
その他事業	1,001

(注) 上記の金額にはセグメント間の内部売上高または振替高を含めております。

②設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

売上高 (単位：百万円)

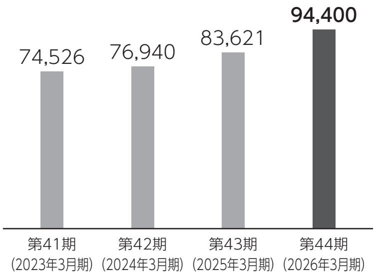

親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)

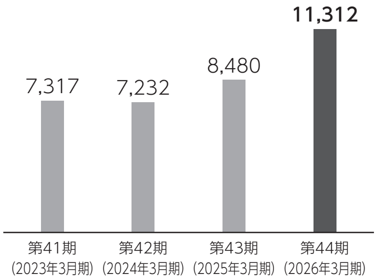

1株当たり当期純利益 (単位：円)

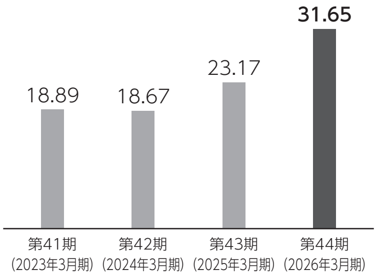

総資産 (単位：百万円)

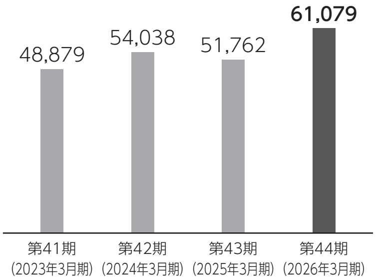

純資産 (単位：百万円)

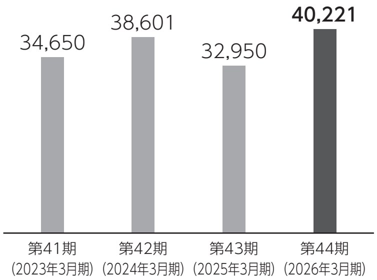

1株当たり純資産額 (単位：円)

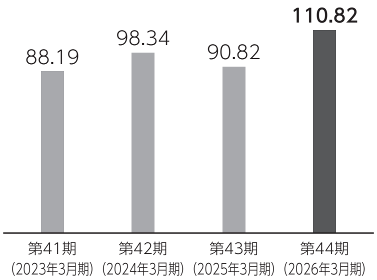

		第41期 (2023年3月期)	第42期 (2024年3月期)	第43期 (2025年3月期)	第44期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売上高	(百万円)	74,526	76,940	83,621	94,400
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	7,317	7,232	8,480	11,312
1株当たり当期純利益	(円)	18.89	18.67	23.17	31.65
総資産	(百万円)	48,879	54,038	51,762	61,079
純資産	(百万円)	34,650	38,601	32,950	40,221
1株当たり純資産額	(円)	88.19	98.34	90.82	110.82

(3) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社および関連会社の状況

会 社 名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社ProVision	百万円 85	99.6%	モバイル端末アプリおよびインターネットコンテンツの開発支援・品質評価
東京都ビジネスサービス株式会社	百万円 100	51.0%	BPOサービス、ITサポートサービス、各種市場調査、障がい者雇用コンサルティング。
株式会社GaYa	百万円 75	100.0%	スマートフォン向けソーシャルネットワークゲームの企画・開発
株式会社シンクロジック	百万円 37	62.1% (62.1%)	PC・スマートフォン向けオンラインゲーム開発、組み込みソフトウェア開発、オープン系ソフトウェア開発
株式会社IDY	百万円 65	76.7%	IoM®（IoT/M2M）5Gゲートウェイ、LTEルーター、DCM端末およびIoM®向けアンテナ、5G・LTEフェムト基地局の開発と製造、販売
Systena America Inc.	万米ドル 2,800	100.0%	米国でのモビリティおよびモバイル関連のソフトウェア開発・検証支援事業、自社商材Canbus.を活用した企業のDX支援事業、スタートアップ活用のコンセプト事業開発、米国における最新技術やサービスの動向調査および事業化
ProVision VN Co., Ltd.	万米ドル 20	100.0% (100.0%)	日本国内向けおよび海外向けソフトウェア開発リソースのアウトソーシング事業、海外向けデジタルコンテンツの開発・販売
StrongKey, Inc. ※	万米ドル 765	28.8% (28.8%)	暗号化および認証製品の開発・販売
ONE Tech, Inc. ※	万米ドル 600	50.0% (50.0%)	IoTソリューションパッケージの開発・販売

(注) 1. ※は持分法適用関連会社であります。
2. 議決権比率の（ ）内は、当社子会社の議決権比率を内数で示しております。
3. 株式会社シンクロジックは、連結子会社である㈱GaYaが株式を取得し、持分法適用関連会社といたしました。その後、同社株式を追加取得し支配を獲得したため、連結の範囲に含めております。
4. 株式会社ミンガルは清算結了したため、連結の範囲から除外しております。
5. Systena Vietnam Co.,Ltd.は、2025年７月31日付で解散を決議し、清算手続き中であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、企業のDX投資の継続、AI活用の拡大、モビリティ分野におけるSDV化の進展などを背景に、中長期的な成長機会が広がっております。一方で、技術者不足の深刻化、人件費や外注費の上昇、顧客ニーズの高度化・複雑化が進み、競争環境は一層厳しさを増しております。

このような事業環境下、当社グループが持続的な成長と企業価値の向上を実現していくために対処すべき課題は、以下の３点であります。

①技術者の採用と定着の促進

当社グループが持続的に成長していくためには、高い専門性を持つ技術者を継続的に確保し、その力を最大限発揮できる組織基盤を強化していくことが重要であります。そのためには、賃金改定等による待遇改善に加え、やりがいのある仕事、高い成長環境、安心して働ける職場環境を総合的に整備していく必要があります。当社グループは、制度改革や働きやすい環境整備を進めるとともに、「くるみん」認定、「えるぼし」認定、「健康経営優良法人」認定、「スポーツエールカンパニー」認定などの外部評価も得ております。今後は、これらの取り組みをさらに強化し、採用ブランディングや社外発信の充実を通じて、採用競争力と定着力のさらなる向上に取り組んでまいります。

②各事業の強みの明確化とオールシステナによるシナジー創出

当社グループは、ソフトウェア開発、プロジェクトマネジメント、ITサービス、DX支援、自社サービスなど多様な事業基盤を有しており、今後は各事業がそれぞれの市場において発揮できる強みをこれまで以上に明確化し、競合との差別化を一層進めていく必要があります。加えて、グループ内の事業連携を強化することで、各事業が持つ開発力、提案力、プロジェクト推進力を結び付け、提供価値をさらに高めてまいります。あわせて、全体最適の観点から経営資源の最適配置と事業機能の組み替えを進めることで、各事業の成長力を高めながら、グループ全体としてのシナジー創出と事業ポートフォリオの進化につなげてまいります。

③ストック型ビジネスの拡充と新たな成長領域への展開

当社グループは、持続的な成長と収益基盤の安定化に向け、ストック型ビジネスの拡充をさらに進めるとともに、その基盤を活かして新たな成長領域へ展開していく必要があります。今後は、自社サービス、クラウドサービス、セキュリティサービス、DX・AIに関する伴走支援を組み合わせることで、顧客接点を広げ、継続的な収益の積み上げを図ってまいります。あわせて、既存事業で培ってきた技術、顧客基盤、運用知見を活かし、AIをはじめとする新たな成長領域への展開を進めることで、再現性の高い収益基盤を強化し、将来の成長を支える新たな柱の育成に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

事業区分	事業内容
次世代モビリティ事業	完成車メーカーやサプライヤー向けを中心に、自動車業界へのエンジニアリングおよびMaaSなどの自社サービスの提供。
プロジェクトマネジメントデザイン事業	各種プロダクト製品、通信事業者サービスの企画・設計・開発・検証支援。ネットビジネス、業務用アプリ、Webサービス、社会インフラ関連システム、IoT、人工知能、ロボット関連サービスの企画・設計・開発・検証支援。
デジタルインテグレーション事業	金融系（生損保、銀行）、公共・法人系の基幹システム開発。DXソリューションの導入／インフラ構築／システム運用。インフラコンサルティングサービス。
IT＆DXサービス事業	ITプロジェクト推進・PMO、DX支援、システム構築から運用、データ入力、大量出力、ソフトウェアテスト・DX検証などのITアウトソーシングサービスの提供。
ビジネスソリューション事業	サーバー、パソコン、周辺機器、ソフトウェアなどIT関連商品の企業向け販売。基盤構築、仮想化などIT機器に関わるサービスの提供。RPA、BIツール等プロダクト導入サービスの企画・開発・提供。
DX＆ストック型ビジネス事業	自社サービス「Canbus.＼キャンバスドット」、「Canbus.IoT」、「Cloudstep」、「Web Shelter」の提供。「Google Workspace」、「Microsoft 365」などクラウド型サービスの提供・導入支援。
その他事業	海外分野として、モバイル通信関連技術支援、開発・検証支援、各種ソリューションの提供や最新技術やサービスの動向調査・事業化。投資育成分野として、スマホやタブレット向けゲームコンテンツの企画・開発・販売。

(6) 主要な営業所および工場（2026年3月31日現在）

当社	本社：東京都港区、大阪支社：大阪府大阪市 横浜事業所：神奈川県横浜市
株式会社ProVision	本社：神奈川県横浜市、札幌開発センター：北海道札幌市 高崎営業所：群馬県高崎市
東京都ビジネスサービス株式会社	本社：東京都江東区
株式会社GaYa	本社：神奈川県横浜市
株式会社シンクロジック	本社：神奈川県横浜市
株式会社IDY	本社：東京都千代田区
Systena America Inc.	本社：アメリカ合衆国カリフォルニア州
ProVision VN Co., Ltd.	本社：ベトナム社会主義共和国ホーチミン市

(7) 使用人の状況（2026年3月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
次世代モビリティ事業	423　(－) 名	66名増　(－)
プロジェクトマネジメントデザイン事業	1,010　(6)	225名減　(3名減)
デジタルインテグレーション事業	536　(15)	2名増　(3名増)
IT＆DXサービス事業	2,751　(271)	112名増　(14名減)
ビジネスソリューション事業	310　(6)	18名増　(2名増)
DX＆ストック型ビジネス事業	116　(－)	－　(－)
その他事業	121　(9)	86名増　(9名増)
その他共通部門	30　(2)	12名減　(－)
合　　計	5,297　(309)	47名増　(3名減)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートおよび臨時雇用者は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当連結会計年度より、各セグメントの事業内容や主力分野の変化に伴い、「報告セグメント」の組替と一部名称の変更を行いました。前連結会計年度において事業区分されていた「ソリューションデザイン事業」は、単一の事業部門で捉えるのではなく、それぞれの専門性を高めることで事業ドメインを再構築いたしました。これにより、「ソリューションデザイン事業」に区分されていた事業を「次世代モビリティ事業」、「プロジェクトマネジメントデザイン事業」、「デジタルインテグレーション事業」、「IT＆DXサービス事業」、「ビジネスソリューション事業」へ区分変更しております。また、「フレームワークデザイン事業」を「デジタルインテグレーション事業」へ名称変更しております。なお、連結子会社となった㈱シンクロジックは、「その他事業」に区分しております。前連結会計年度末比増減は、前連結会計年度末の人数をセグメント変更後に組み替えて比較しております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,853名（33名）	100名減（2名増）	31.2歳	6.3年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび臨時雇用者は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2026年3月31日現在）

借　入　先	借　入　額
株式会社みずほ銀行	760百万円
株式会社三井住友銀行	400百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（2026年３月31日現在）

①発行可能株式総数　1,478,400,000株

②発行済株式の総数　425,880,000株（自己株式66,871,573株を含む）

③株主数　48,680名

④大株主（上位10名）

株　主　名	持株数	持株比率
SMSホールディングス有限会社	104,247,200株	29.03%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	40,697,000株	11.33%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	19,250,800株	5.36%
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	12,736,200株	3.54%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	9,577,387株	2.66%
システナ社員持株会	6,362,697株	1.77%
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	4,950,000株	1.37%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	3,905,894株	1.08%
JP MORGAN CHASE BANK 385781	3,719,852株	1.03%
三浦　賢治	2,919,800株	0.81%

(注) 1. 当社は、自己株式を66,871,573株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
　　 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

①　当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

②　当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③　その他新株予約権等の状況

当連結会計年度の末日（2026年３月31日）現在において、該当事項はありません。なお、2026年３月26日開催の取締役会において発行を決議した新株予約権については、以下のとおりであります。

有償ストック・オプション（新株予約権）の発行

当社は、2026年３月26日開催の取締役会において、以下のとおり、有償ストック・オプション（新株予約権）を発行することについて決議しました。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施しております。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

１.発行の目的及び理由

本新株予約権は、当社の中長期的な業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、当社の取締役及び従業員の意欲及び士気をより一層向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として発行するものであります。

本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数425,880,000株に対して5.00％に相当します。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

２.発行の概要

(１)新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役	７名	207,190個
当社従業員	１名	5,750個

（注）割当の対象者の一部から引受けの申込みがない場合には、これに応じて割り当てる新株予約権の数を減少させることとする。

(２)新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権１個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(３)新株予約権の総数

212,940個

(４)新株予約権の払込金額又はその算定方法

本新株予約権１個あたりの発行価額は、300円とする。

なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、当該金額と同額に決定したものであり、当社は、当該金額は有利発行に該当しないと判断している。

(５)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその１株当たりの金額（行使価額）

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金422円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、 次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(６)新株予約権の権利行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2029年７月１日から2046年４月９日までとする。

(７)新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された営業利益が、下記（i）及び（ii）に掲げる条件をすべて満たした場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。

(i)　2027年３月期において営業利益が150億円を超過している場合

(ii)　2029年３月期から2036年３月期までのいずれかの期において、営業利益が220億円を超過している場合

なお、上記における営業利益の判定に際しては、当社が提出した有価証券報告書における連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）の数値を参照するものとし、決算期の変更、国際財務報告基準の適用、適用される会計基準の変更、当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生した場合など、当該数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該影響を排除するための適切な調整を行うことができるものとする。また、当該連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に本新株予約権にかかる株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。

②上記①の条件に加えて、新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値の連続する21日間の平均の額が一度でも633円を超過した場合には、本新株予約権を行使することができる。ただし、上記（5）で定められる行使価額の調整を行う場合には、当該金額を調整前行使価額とみなして行使価額の調整と同様の方法により調整

されるものとする。

③新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「関係会社」を意味する。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

④新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

(８)新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(９)新株予約権の取得の事由及び取得条件

①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合、または当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡について法令上もしくは当社の定款上必要な当社の承認が行われた場合もしくは株式交付の効力発生日が到来した場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

②新株予約権者が権利行使をする前に、上記（７）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10)新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(11)組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（2）に準じて決定する。
④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（5）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（11）③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
⑤新株予約権を行使することができる期間
上記（6）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記（6）に定める行使期間の末日までとする。
⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（8）に準じて決定する。
⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
⑧その他新株予約権の行使の条件
上記（7）に準じて決定する。
⑨新株予約権の取得事由及び条件
上記（9）に準じて決定する。
⑩その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(12)新株予約権の割当日
2026年４月10日

(13)新株予約権証券の発行に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

(14)新株予約権の払込期日
2026年４月30日
なお、2026年４月30日に払込が完了しております。

(3) 会社役員の状況

①取締役および監査役の状況（2026年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	逸 見 愛 親	
取 締 役 社 長	三 浦 賢 治	代表執行役員
専 務 取 締 役	逸 見 真 吾	
常 務 取 締 役	小 谷 寛	
取 締 役	田 口 誠	専務執行役員ビジネスソリューション事業本部長兼全本部営業統括アドバイザー
取 締 役	藤 井 宏 幸	常務執行役員ITマネジメント事業本部長兼IT&DXサービス事業推進アドバイザー
取 締 役	西 川 誠一郎	上席執行役員デジタルインテグレーション本部長
取 締 役	伊 藤 麻 里	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業パートナー　弁護士 株式会社朝日新聞社　社外監査役
取 締 役	逸 見 圭 朗	株式会社ぴえろ　代表取締役専務 株式会社アバンティ　社外監査役 株式会社絵本ナビ　社外監査役
取 締 役	黒 﨑 力 蔵	Valueup Partners株式会社　代表取締役
取 締 役	齊 藤 一 典	SOL.Tvbpartners株式会社　代表取締役
常 勤 監 査 役	有 田 敏 二	
監 査 役	中 村 嘉 宏	ひのき総合法律事務所パートナー　弁護士 株式会社エルアイイーエイチ　取締役監査等委員
監 査 役	阿田川 博	
監 査 役	德尾野 信成	德尾野信成税理士事務所所長　税理士 株式会社東天紅　社外監査役

(注) 1. 取締役伊藤麻里氏、取締役逸見圭朗氏、取締役黒﨑力蔵氏および取締役齊藤一典氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役有田敏二氏、監査役中村嘉宏氏、監査役阿田川博氏および監査役德尾野信成氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役有田敏二氏、監査役阿田川博氏および監査役德尾野信成氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役有田敏二氏は、行政機関において、長年にわたり主に検査官として財務および会計業務等に携わっておりました。
・監査役阿田川博氏は、行政機関において、長年にわたり主に監査官として財務および会計業務等に携わっておりました。
・監査役德尾野信成氏は、税理士の資格を有しております。
4. 当社は、伊藤麻里氏、逸見圭朗氏、黒﨑力蔵氏、齊藤一典氏、有田敏二氏、中村嘉宏氏、阿田川博氏および德尾野信成氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

②責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社ならびに子会社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

④取締役および監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議し、2025年３月27日開催の取締役会において、指名・報酬委員会の設置を決議し、取締役（社外取締役を除く。）の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、経営理念の実践による持続的な企業価値の向上を目指すため、経営目標達成に集中できる安定した報酬とするとともに、中長期的な業績向上へのインセンティブとして機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、当社の取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および株式報酬により構成し、社外取締役および社外監査役については、その職責に照らし、高い独立性を確保する観点から、基本報酬のみで構成することとする。

b. 基本報酬に関する方針

当社の取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、取締役就業規程において従業員給与の最高額を基準として役位別に定めた限度額の範囲内で、各取締役の役職・分掌・業績等を総合的に勘案して決定するものとする。なお、取締役の基本報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。社外取締役および社外監査役の基本報酬については、当社会社規模に見合った世間水準を勘案した固定給を支払うこととする。

c. 非金銭報酬等に関する方針

当社の取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）に対する非金銭報酬等は、株式交付信託とし、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、上記b．の基本報酬とは別枠で、当社の取締役に対する株式報酬として、当社株式交付規程に基づき、580百万円（10事業年度）を上限とする金銭を株式取得資金として拠出し、１事業年度あたり97,000ポイント（１ポイント＝１株）を上限として役位別の一定の範囲の中で、各事業年度の貢献度に応じて毎年、一定の時期に取締役にポイントを付与する。取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となる。

d. 報酬等の割合に関する方針

当社の取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）の種類別の報酬割合については、各事業年度における業績の向上および中長期的な企業価値の増大に向けて職責を負うことを考慮し、各取締役の報酬の決定にあたっては、基本報酬・株式報酬ともに役位別の基準額を設け、報酬構成割合は「基本報酬：株式報酬＝90%：10%」を目安とする。

e. 報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき指名・報酬委員会がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および株式交付規程のポイント付与基準を踏まえた報酬等の額の決定とする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	330 (23)	302 (23)	− (−)	28 (−)	12 (5)
監査役 (うち社外監査役)	19 (19)	19 (19)	− (−)	− (−)	4 (4)
合計 (うち社外役員)	349 (42)	321 (42)	− (−)	28 (−)	16 (9)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「イ.役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2.(1)⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2024年６月21日開催の第42期定時株主総会において、月額60百万円以内（うち社外取締役分は月額４百万円以内）と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、10名（うち、社外取締役は４名）です。

また、金銭報酬とは別枠で、2019年６月25日開催の第37期定時株主総会において、株式報酬制度の導入を決議いただいております。株式報酬の額は、対象期間の10事業年度で580百万円を上限とし、１事業年度あたり97,000ポイント（１ポイント＝１株）を上限としております（社外取締役は付与対象外）。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、7名です。

4. 監査役の金銭報酬の額は、2010年１月28日開催の第27期定時株主総会において、月額2,500千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、５名です。
5. 上表には、2025年6月20日開催の第43期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役１名を含んでおります。
6. 取締役会は、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会に対し、各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の株式報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、取締役の指名（後継者計画を含む）、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることが適切であると判断したためであります。なお、指名・報酬委員会の構成員は以下のとおりです。

委員長　逸見　愛親（代表取締役会長）
委　員　三浦　賢治（取締役社長代表執行役員）
委　員　伊藤　麻里（社外取締役）
委　員　逸見　圭朗（社外取締役）
委　員　黒﨑　力蔵（社外取締役）

⑤社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役伊藤麻里氏は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業パートナー弁護士、株式会社朝日新聞社社外監査役であります。当社とこれらの兼職先との間には特別の関係はありません。
・社外取締役逸見圭朗氏は、株式会社ぴえろ代表取締役専務、株式会社アバンティ社外監査役、株式会社絵本ナビ社外監査役であります。当社とこれらの兼職先との間には特別の関係はありません。
・社外取締役黒﨑力蔵氏は、Valueup Partners株式会社代表取締役であります。当社と当該兼職先との間には特別の関係はありません。
・社外取締役齊藤一典氏は、SOL.Tvbpartners株式会社代表取締役であります。当社と当該兼職先との間には特別の関係はありません。
・社外監査役中村嘉宏氏は、ひのき総合法律事務所パートナー弁護士、株式会社エルアイイーエイチ取締役監査等委員であります。当社とこれらの兼職先との間には特別の関係はありません。
・社外監査役徳尾野信成氏は、徳尾野信成税理士事務所所長税理士、株式会社東天紅社外監査役であります。当社とこれらの兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

（イ）取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（13回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役　伊　藤　麻　里	13回	100%	－	－
取締役　逸　見　圭　朗	13回	100%	－	－
取締役　黒　﨑　力　蔵	13回	100%	－	－
取締役　齊　藤　一　典	10回	100%	－	－
監査役　有　田　敏　二	13回	100%	13回	100%
監査役　中　村　嘉　宏	13回	100%	13回	100%
監査役　阿田川　　博	13回	100%	13回	100%
監査役　德尾野　信成	13回	100%	13回	100%

（注）　齊藤一典氏の出席率は、取締役就任後に開催された取締役会10回を分母として算出しております。

（ロ）取締役会および監査役会における発言状況、社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

・取締役伊藤麻里氏は、取締役会において主に当社および当社グループ会社の経営全般について、弁護士としての豊富な知識・経験に基づき社外の中立的・専門的な見地から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
・取締役逸見圭朗氏は、取締役会において主に当社および当社グループ会社の事業戦略およびM&A推進について、豊富な知識・経験に基づき社外の中立的・専門的な見地から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
・取締役黒﨑力蔵氏は、取締役会において主に当社および当社グループ会社の投資戦略およびガバナンス強化について、豊富な知識・経験に基づき社外の中立的・専門的な見地から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
・取締役齊藤一典氏は、取締役会において主に当社および当社グループ会社のIRおよびガバナンス強化について、豊富な知識・経験に基づき社外の中立的・専門的な見地から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
・監査役有田敏二氏は、取締役会および監査役会において主に経営の意思決定および内部統制に関し、豊富な知識・経験に基づき、社外の中立的・専門的見地からの発言を行っております。
・監査役中村嘉宏氏は、取締役会および監査役会において主に法令・定款等の遵守状況に関し、弁護士として専門的見地からの発言を行っております。
・監査役阿田川博氏は、取締役会および監査役会において主に経営の意思決定および内部統制に関し、豊富な知識・経験に基づき、社外の中立的・専門的見地からの発言を行っております。

・監査役徳尾野信成氏は、取締役会および監査役会において主に税務・会計等に関し、税理士として専門的見地からの発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

①名称　有限責任 あずさ監査法人

②報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	51百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	51百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 非監査業務について
該当事項はありません。

③会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして認識しており、安定配当の継続をベースとした上で、経営成績に応じた利益配分を行うことを基本方針としております。

配当につきましては、各事業年度の業績および財務状況ならびに経営基盤の強化と今後の事業展開等を勘案し、連結配当性向40%以上を目標に積極的に実施してまいります。

また、自己株式の取得につきましても、財務状況や株価の推移等を勘案しつつ、利益還元策の一環として機動的に実施してまいります。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、１株につき８円とさせていただきました。

内部留保資金につきましては、今後成長が見込まれる事業分野への投資、自社商材の研究開発、事業拡大に伴う人材採用・育成の強化等に有効利用してまいります。

なお、当社は、会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議により剰余金の配当等を行う旨を定款に定めております。

連結計算書類

連結貸借対照表（2026年3月31日現在）

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	**54,118**
現金及び預金	27,377
受取手形	969
売掛金	16,948
契約資産	1,134
有価証券	2,356
暗号資産	399
商品	1,194
その他	3,738
貸倒引当金	△0
固定資産	**6,961**
有形固定資産	**1,327**
建物	713
車両運搬具	17
工具、器具及び備品	499
土地	97
その他	0
無形固定資産	**176**
ソフトウエア	162
ソフトウエア仮勘定	10
その他	3
投資その他の資産	**5,457**
投資有価証券	1,914
関係会社長期貸付金	306
敷金及び保証金	2,179
繰延税金資産	1,209
その他	153
貸倒引当金	△306
資産合計	**61,079**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**20,591**
買掛金	8,730
短期借入金	1,550
１年内返済予定の長期借入金	22
未払金及び未払費用	2,799
未払法人税等	3,584
未払消費税等	1,283
賞与引当金	2,357
受注損失引当金	3
その他	258
固定負債	**267**
長期借入金	29
株式報酬引当金	216
その他	21
負債合計	**20,858**
純資産の部	
株主資本	**39,424**
資本金	1,513
資本剰余金	2,188
利益剰余金	46,822
自己株式	△11,099
その他の包括利益累計額	**187**
その他有価証券評価差額金	12
為替換算調整勘定	174
非支配株主持分	**609**
純資産合計	**40,221**
負債・純資産合計	**61,079**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		**94,400**
売上原価		**69,586**
売上総利益		**24,813**
販売費及び一般管理費		**9,446**
営業利益		**15,367**
営業外収益		
受取利息	70	
受取配当金	54	
有価証券売却益	134	
有価証券評価益	60	
持分法による投資利益	102	
為替差益	5	
投資有価証券売却益	395	
助成金収入	13	
その他	83	918
営業外費用		
支払利息	16	
暗号資産評価損	30	
投資事業組合運用損	57	
その他	36	140
経常利益		**16,145**
特別利益		
負ののれん発生益	56	56
特別損失		
段階取得に係る差損	29	29
税金等調整前当期純利益		**16,173**
法人税、住民税及び事業税	5,049	
法人税等調整額	△202	4,847
当期純利益		**11,325**
非支配株主に帰属する当期純利益		12
親会社株主に帰属する当期純利益		**11,312**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表（2026年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**46,905**
現金及び預金	22,267
受取手形	969
売掛金	15,623
契約資産	1,043
有価証券	2,356
商品	1,141
前渡金	0
前払費用	480
預け金	2,927
その他	93
固定資産	**7,221**
有形固定資産	**971**
建物	542
車両運搬具	12
工具、器具及び備品	345
土地	71
無形固定資産	**170**
ソフトウエア	158
ソフトウエア仮勘定	10
その他	1
投資その他の資産	**6,078**
投資有価証券	1,094
関係会社株式	1,317
長期前払費用	129
長期貸付金	1
関係会社長期貸付金	870
敷金及び保証金	1,870
繰延税金資産	988
その他	0
貸倒引当金	△193
資産合計	**54,126**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

科目	金額
負債の部	
流動負債	**18,966**
買掛金	8,686
短期借入金	1,550
未払金	2,065
未払法人税等	3,393
未払消費税等	1,043
未払費用	75
前受金	68
預り金	104
前受収益	1
賞与引当金	1,920
受注損失引当金	3
その他	51
固定負債	**226**
預り敷金保証金	9
株式報酬引当金	216
負債合計	**19,192**
純資産の部	
株主資本	**34,924**
資本金	**1,513**
資本剰余金	**2,246**
資本準備金	1,428
その他資本剰余金	817
利益剰余金	**42,264**
その他利益剰余金	42,264
別途積立金	0
繰越利益剰余金	42,264
自己株式	**△11,099**
評価・換算差額等	**9**
その他有価証券評価差額金	9
純資産合計	**34,934**
負債・純資産合計	**54,126**

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		**84,292**
売上原価		**62,352**
売上総利益		**21,939**
販売費及び一般管理費		**7,259**
営業利益		**14,679**
営業外収益		
受取利息	19	
受取配当金	62	
有価証券売却益	134	
有価証券評価益	60	
投資有価証券売却益	395	
助成金収入	1	
貸倒引当金戻入額	3	
その他	66	744
営業外費用		
支払利息	16	
投資事業組合運用損	53	
その他	9	79
経常利益		**15,344**
特別損失		
関係会社清算損	9	
関係会社株式評価損	16	26
税引前当期純利益		**15,318**
法人税、住民税及び事業税	4,793	
法人税等調整額	△137	4,655
当期純利益		**10,662**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月８日

株式会社システナ
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
　東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	**大木　正志**
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	**瀧浦　晶平**

監査意見

　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社システナの2025年４月１日から2026年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社システナ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月８日

株式会社システナ
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
　東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	**大木　正志**
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	**瀧浦　晶平**

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社システナの2025年４月１日から2026年３月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第44期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の規則に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年５月13日

株式会社システナ　監査役会

常勤監査役　**有田　敏二** ㊞

監 査 役　**中村　嘉宏** ㊞

監 査 役　**阿田川　博** ㊞

監 査 役　**徳尾野信成** ㊞

(注) 常勤監査役有田敏二、監査役中村嘉宏、監査役阿田川博及び監査役徳尾野信成は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以　上

業績の推移

✓ 今期の見通し

企業のDX投資の継続やAI活用の本格化、モビリティ分野におけるSDV化の進展などを背景に、当社グループの事業機会は引き続き拡大するものと見込んでおります。一方で、業界全体における技術者不足の深刻化や人件費の上昇、顧客ニーズの高度化により、競争環境は一層厳しさを増しております。

当社グループは、こうした環境変化を持続的成長に向けた好機と捉え、「技術者の採用・定着強化」「各事業の競争力の強化」「ストック型ビジネスの拡充」ならびに「AI等の成長領域への展開」を重点施策として推進してまいります。これらの取り組みを通じて、収益基盤の安定化と事業ポートフォリオの進化を図り、中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

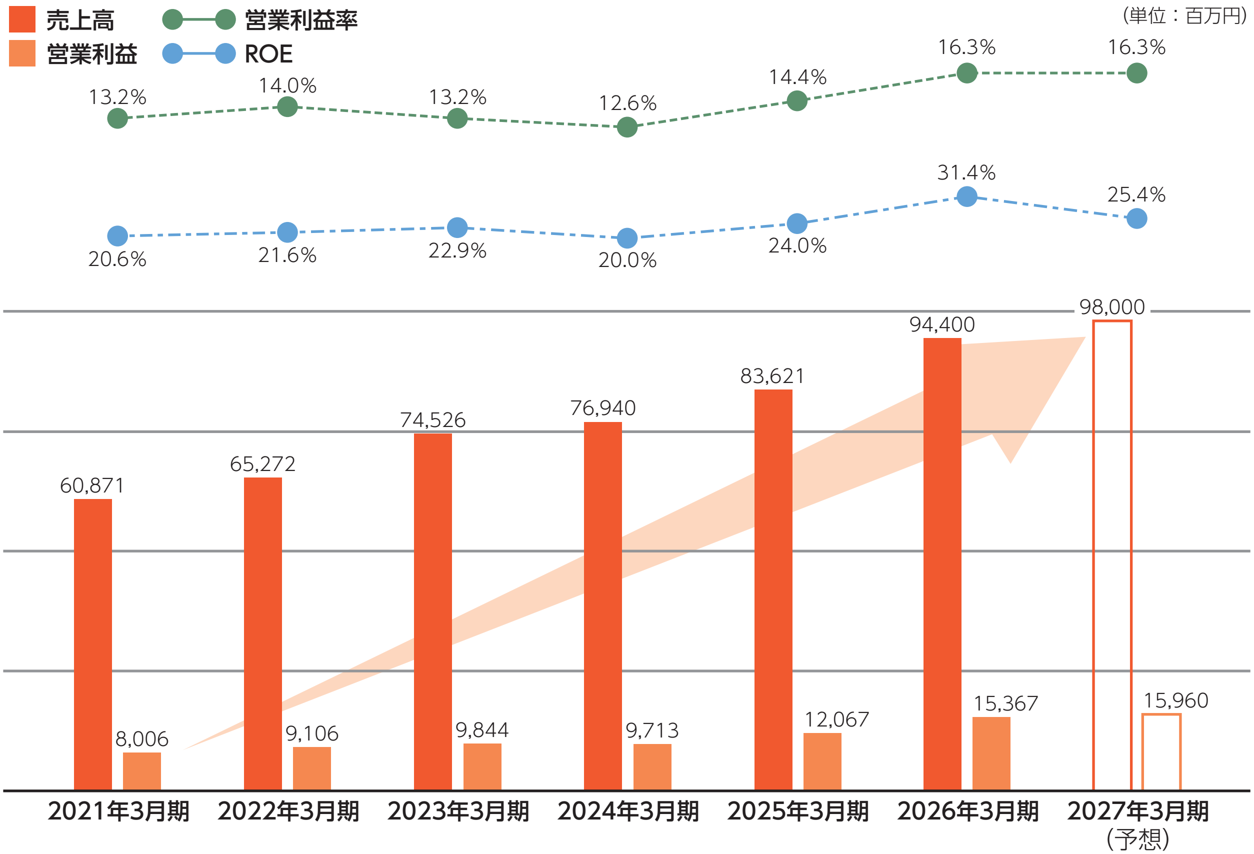

株主総会会場ご案内図

会場

リージャス汐留ビルディングセンター　３Ｆ大会議室　東京都港区海岸一丁目２番20号

昨年と会場は同一です。

交通のご案内

JR山手線・京浜東北線
浜松町駅 北口より徒歩３分

都営大江戸線・浅草線
大門駅 Ｂ１出口より徒歩３分

東京モノレール
浜松町駅 中央口より徒歩５分

東京臨海新交通「ゆりかもめ」
竹芝駅 東出口より徒歩６分

systena

UD FONT

ミックス
紙｜責任ある森林管理を支えています
FSC® C013080
www.fsc.org
VEGETABLE OIL INK